

3 特別徴収切替届出(依頼)書(記載例)

特別徴収切替届出(依頼)書										市町村使用欄									
令和 5年10月1日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒111-2222 東京都〇〇市〇〇1-1-1						特別徴収義務者 指定番号	新規		※市町村ごとに異なります						
提出 青梅市長 殿			フリガナ	マルマルショウジ カブシキガイシャ						担当者 連絡先	新規の場合、納入書(<input checked="" type="radio"/> 要 · <input type="radio"/> 不要)								
			名称(氏名)	●●商事 株式会社							係	●●係							
			法人番号	1	2	3	4	5	6		7	8	9	8	7	6	5	氏名	●● 二郎
																電話番号	0123 - 45 - 6666		
給与所得者	フリガナ	トットツ タロウ						旧姓	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・ <input checked="" type="radio"/> 3・4・() 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。									
	氏名	△△ 太郎								特別徴収 開始予定月	10月分 (11月 10日納期分) から特別徴収を開始します。								
	生年月日	昭和 · <input checked="" type="radio"/> 平成 2年 1月 1日							届出理由		<input checked="" type="radio"/> 1. 入社 2. その他 ()								
	1月1日現在の住所	〒198-1111 青梅市●●1-1-1									月割額の 連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。							
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。																	

記載上の留意点

- 1、切り替えることができる納期は、普通徴収の納期限を過ぎていないものに限りです。
- 2、特別徴収への切替は手続に時間を要するため、特別徴収開始予定月は、余裕をもって設定してください。なお、月割額の連絡について記載を頂いた場合、手続が完了次第月割額をご連絡することができます。

例) 給与計算の締切日が25日の会社で10月1日に切替届出書を提出した場合

通常、10月15日前後に青梅市から特別徴収税額決定通知書が発送されますので、10月分から開始していただくことができます。

例) 給与計算の締切日が15日の会社で10月1日に切替届出書を提出した場合

通常、10月15日前後に青梅市から特別徴収税額決定通知書が発送されますので、11月分から開始していただくことができます。